

「ここから裁判」判決の傍聴を！

七生養護学校「こことからの学習」裁判判決期日、決定!!



とき

08年9月3日(水)

午後1時30分~

抽選券配布の場合は1時5分までに地裁玄関前にて整理券の入手が必要です

ところ

東京地裁 103号法廷

閉廷後の報告集会は

TKP 四谷第2会議室

〈新宿区四谷1-8-6 ホリナカビル 301号室〉

夜18:30からの報告集会は

全国教育文化会館7階ホール

〈東京都千代田区二番町1-2-1〉

「こことからの学習」裁判とは七生養護学校(日野市)の「こことからの学習」は、保護者のみならず校長会、都教委などからも高い評価を得ていました。

ところが2003年7月に土屋都議らが都議会で

「不適切な性教育」として取り上げてから状況が一変。同都議らは、都教委や産経新聞記者とともに同校を「視察」。同校教員を一方的に侮辱・恫喝するとともに、産経新聞は「過激性教育」「まるでアダルトショップ」などと、事実を歪曲した報道を行いました。また、都教委は手のひらを返したように、それに荷担して教材を没収。七生関係者をはじめ116名の不当処分を強行しました(七生養護学校事件)。

これに対して東京弁護士会は、2005年1月24日に、都教委らの行為は子どもの学習権及び教師の教育権の侵害であり、没収した教材を返還し、不当な介入をしてはならないとする「警告」を発しました。ところが、都教委らはこの「警告」を無視し続けました。

そこで、七生養護学校の保護者・教職員28名は、七生養護学校事件の真実を伝え、子どもたちのための教育を取り戻すために、2005年5月12日、東京地裁に提訴しました。

< 東京地方裁判所へのアクセス >

地下鉄 丸ノ内・日比谷
・千代田線 霞ヶ関駅 2~5分
地下鉄 有楽町線
桜田門駅 徒歩3~5分

< TKP 四谷へのアクセス >

JR 中央線・総武線
四谷駅 四谷口 1分
地下鉄丸ノ内線 四谷駅

< 全国教育文化会館へのアクセス >



JR 中央線・総武線
四谷・市ヶ谷駅 7分
地下鉄有楽町線
麹町駅 日テレ口1分

「こことからの学習」裁判を支援する全国連絡会

郵便振替口座 00150 8-351743 「こことからの学習裁判支援全国連」

ホームページ <http://www.kokokara.org/>

連絡先 〒104-0031 中央区京橋2-6-13 イーストビル3F 児玉法律事務所 Fax: 03-3535-2755

〒191-0011 日野市日野本町3-14-18 谷井ビル4F 日野市民法律事務所 Tel: 042-587-3590